

2022年 5月19日

各 位

会 社 名 株式会社 宮崎太陽銀行 代表者名 取締役頭取 林田 洋二 (コード番号 8560 福証) 問合せ先 取締役総合企画部長 上野 哲弘 (TEL 0985-24-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2022 年 6 月 23 日開催予定の当行第 121 期定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる 旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線 は変更部分を示しております。)

	(下線は変更部分を示しております。)
現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供) 第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計 算書類に記載または表示をすべき事項に係る情 報を、法務省令に定めるところに従いインターネ ットを利用する方法で開示することにより、株主 に対して提供したものとみなすことができる。	第3章 株主総会 (削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。 2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に 対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	附則 (電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条 (電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 6 月 23 日 (予定)定款変更の効力発生日2022 年 6 月 23 日 (予定)